五百五	衣服裁縫修理業
五百六	葬儀業
五百七	結婚式場業
五百八	結婚相談業、結婚式場紹介業
五百九	写真プリント、現像・焼付業
五百十	他に分類されないその他の生活関連サービス業
五百十一	映画館
五百十二	劇場
五百十三	興行場
五百十四	劇団
五百十五	楽団、舞踏団
五百十六	演芸・スポーツ等興行団
五百十七	競輪場
五百十八	自動車・モーターボートの競争場
五百十九	競輪競技団
五百二十	自動車・モーターボートの競技団
五百二十一	フィットネスクラブ
五百二十二	パチンコホール
五百二十三	ゲームセンター
五百二十四	マリーナ業
五百二十五	カラオケボックス業
五百二十六	娯楽に附帯するサービス業
五百二十七	他に分類されない娯楽業
五百二十八	各種学校
五百二十九	書道教授業
五百三十	生花・茶道教授業
五百三十一	外国語会話教授業
五百三十二	他に分類されない教育、学習支援業
五百三十三	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
五百三十四	療術業
五百三十五	歯科技工所
五百三十六	その他の児童福祉事業
五百三十七	介護医療院
五百三十八	通所・短期入所介護事業
五百三十九	その他の老人福祉・介護事業
五百四十	その他の自動車整備業
五百四十一	表具業
五百四十二	履物修理業
五百四十三	かじ業
五百四十四	他に分類されない修理業
五百四十五	職業紹介業
五百四十六	労働者派遣業
五百四十七	ビルメンテナンス業
五百四十八	その他の建物等維持管理業
五百四十九	警備業
五百五十	ディスプレイ業
五百五十一	ペストコントロール業
五百五十二	他に分類されないその他の事業サービス業（集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）を除く。）
五百五十三	集会場

備考

1　この表に掲げる業種は、次のとおりとする。

一　統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和五年総務省告示第二百五十六号）において分類された業種区分によるものとする。

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。次号において「適正化法」という。）第二条第一項第一号から第三号までに掲げるものについては、公序良俗の観点から問題のないものに限る。

三　適正化法第二条第五項に規定するものを除く。

2　指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間をいう。